

平成27年 1 月 29 日

西脇市教育委員長 藤 原 久 和 様

西脇市立西脇小学校校舎基本計画
検討委員会委員長 足 立 裕 司



西脇市立西脇小学校校舎基本計画について（答申）

平成26年 3 月 13 日付せ～0 3 7 で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

1 西脇市立西脇小学校校舎基本計画

西脇市立西脇小学校校舎基本計画については、木造校舎3棟に必要な耐震補強工事を行い保存改修し、引き続き小学校校舎として使用するものとします。

2 検討委員会等開催状況

検討委員会

第1回検討委員会	平成26年3月13日
第2回検討委員会	平成26年5月7日
第3回検討委員会	平成26年7月6日
第4回検討委員会	平成26年9月9日
第5回検討委員会	平成26年10月25日
第6回検討委員会	平成26年11月26日
第7回検討委員会	平成26年12月25日

専門部会

第1回専門部会	平成26年3月19日
第2回専門部会	平成26年5月30日
第3回専門部会	平成26年8月5日
第4回専門部会	平成26年8月28日
第5回専門部会	平成26年11月14日

3 審議経過及び内容

平成26年3月13日、西脇市教育委員長から西脇市立西脇小学校校舎基本計画について諮問を受けてから本日に至るまで、検討委員会を7回、建築技術に関する専門部会を5回、合計12回の会議を開催し、専門的な見地や市民あるいは学校教育に携わる者としての視点から、活発かつ慎重に検討を重ねてきました。

検討に当たっては、西脇小学校校区内外の市民1,000人を対象とした市民アンケート及び西脇小学校に勤務経験のある教職員に対しアンケートを実施したほか、他市の木造校舎や市内の鉄筋コンクリート造校舎を事例視察するなど、中立的かつ幅広い視点から情報を収集し参考としました。

本答申は、西脇小学校校舎を児童・保護者・教職員・地域の方々のもとより、現在及び将来の西脇市民にとって、誇りとなる教育環境とするために、多様な観点から熟議を重ねとりまとめたものであり、今後の計画策定に当たっては十分尊重されることを求めます。

さらに、今後の計画策定と事業実施に当たって、下記の内容とと

もに付帯意見についても十分配慮されることを要望いたします。

記

- 1 西脇市立西脇小学校校舎の整備及び将来計画についての基本的な考え方
 - (1) 西脇市立西脇小学校の木造校舎は、西脇市のシンボルともいえるかけがえのない歴史・文化資源であることから、3棟とも保存改修し、引き続き小学校校舎として利用する。
 - (2) 保存改修に当たっては、小学校校舎として十分な安全性を確保できるよう耐震補強工事を行う。
 - (3) 快適な学習・生活環境及び執務環境を確保するとともに、長期的な視点に立って多様化する学習ニーズに対応できるように総合的な改修工事を行う。
 - (4) 障害のある子どもも、障害のない子どもと等しく共に学ぶ教育を享有することのできる環境を確保する。
 - (5) 外壁に使用されているアスベスト材は安全に撤去・処分し、その上で、できるだけ建築当初の外観を復原して改修する。内装については、安全性・快適性・維持管理性等の向上を図りつつ、木のぬくもりや伝統的な面影が継承されるよう十分配慮して改修する。
 - (6) 既存の鉄筋コンクリート造校舎を中長期的視点に立って位置付け、適切な教育環境を目指した校内全体の整備を行う。
 - (7) 耐震性の強化は喫緊の課題であり、できるだけ早急に応急耐震補強工事を行う。ただし、実施に当たっては、本工事に悪影響が生じないよう総合的な判断を行う。
- 2 本答申に関する付帯意見
 - (1) 校舎の安全性を確保し、また敷地や校舎への不審者の侵入を防ぐため、下記のような対策を行うことを求めます。
 - ア 十分な防火・延焼防止対策
 - イ 職員室の適切な配置、出入口の数の絞り込み、シャッター等の設備の更新、外構の整備などによる、不審者対策及び防犯対策
 - (2) 児童や教職員にとっての快適な教育環境を整えるため、下記のような対策を行うことを求めます。
 - ア 音環境、温熱環境を改善するための十分な対策
 - イ 鉄筋コンクリート造校舎を含め、教室の照明、建具、棚、黒板などについて、教育環境に適した基準・規格の設備への更

新

ウ 手洗い、トイレ、靴箱の屋内への設置

エ 児童の動線を考慮した教室や昇降口の配置

オ 中庭空間と教室棟相互の一体化を図れるように対策を講じるとともに、渡り廊下を雨風や不審者から防ぐための対策

- (3) 時代に合った教育が受けられ、またインクルーシブ教育にも対応できる校舎とするため、下記のような対策を行うことを求めます。

ア すべての校舎の各階に車いすで移動できるようにするための、エレベーターや安全なスロープの適切な設置

イ 時代に合った、また先取りをした教育活動を行うための設備の導入

ウ 特別な支援が必要な児童を受け入れられる環境の整備

- (4) 適切な設計・施工を行うため、下記のような対策を行うことを求めます。

ア 文化財関係者、教育関係者、建築家、児童、地域住民など、多様な立場の人が知恵を出し合いながら設計に関わることができる仕組みの検討

イ 検討委員会に関わった専門家が設計に関与する仕組みの検討

ウ 確かなビジョンと技能を持った専門家や業者の選定

エ 木造校舎がより誇りを育む建物となるよう、文化財指定が可能な水準を有した改修

オ 維持管理を考慮した改修設計、改修後の修繕についても年次計画を立てるなど、確実に校舎の維持管理を行うための対策

- (5) 災害時における西脇小学校の役割を考慮し、学校への避難経路を含め、適切な安全性の確保を求めます。